

別表 行政処分の取扱基準(法第59条関係)

行政処分条項	違反条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容
第59条	第6条	不衛生食品等の販売等の禁止	<p>次のいずれかに該当する場合は、「食品等の廃棄その他食品衛生上の危害を除去するために必要な処置(廃棄命令、回収命令及び移動の停止命令等)」を行うものとする。</p> <p>1 人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められるとき                  2 人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められない場合であつて、行政指導による改善が困難なとき</p>
	第9条第1項	食品又は添加物の包括的輸入の禁止	
	第10条	病肉等の販売等の制限	
	第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入の禁止	
	第12条	添加物等の販売等の制限	
	第13条第2項又は第3項	食品又は添加物の基準、規格に合わないものの販売等の禁止	
	第16条	有毒器具等の販売等の禁止	
	第17条第1項	器具等の包括的輸入の禁止	
	第18条第2項又は第3項	器具又は容器包装の規格、基準に合わないものの製造販売等の禁止	
	第20条	虚偽誇大広告等の禁止	

行政処分の取扱基準(法第60条関係)

行政処分条項	違反条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容	
第60条	第6条	不衛生食品等の販売等の禁止	<p>次のいずれかに該当する場合は、「営業停止3日又は営業の全部若しくは一部の禁止」を行うものとする。</p> <p>1 人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められるとき                  2 同種の違反を繰り返したとき                  3 人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められない場合であって、行政指導による改善が困難なとき</p> <p>ただし、食中毒事件において、次のいずれかの場合は、営業停止又は禁止をしないことができる。</p> <p>1 病因物質がヒラメに寄生したKudoa septempunctataであることが判明した場合                  2 病因物質がアニサキスであることが判明した場合で、①営業者が速やかに行政指導に従う意向があり、②施設の消毒や改善が不要で、③原因食品が既に廃棄されており、④必要な指導が衛生教育のみの場合</p>	違反行為が悪質で営業を継続させることが食品衛生上危険である場合は、「営業許可の取消し」を行うものとする。
	第7条第1項から第3項	新開発食品等の販売禁止		
	第8条第1項	指定成分等を含む食品による人体への危害発生は又は危害発生のおそれがある際の届出義務		
	第9条第1項	食品又は添加物の包括的輸入の禁止		
	第10条	病肉等の販売等の制限		
	第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入の禁止		
	第12条	添加物等の販売等の制限		
	第13条第2項又は第3項	食品又は添加物の基準、規格に合わないものの販売等の禁止		
	第16条	有毒器具等の販売等の禁止		
	第17条第1項	器具等の包括的輸入の禁止		
	第18条第2項又は第3項	器具又は容器包装の規格、基準に合わないものの製造販売等の禁止		
	第19条第2項	表示違反品の販売等の禁止		
	第20条	虚偽表示等の禁止		
	第25条第1項	食品、添加物、器具又は容器包装の検査		
	第26条第4項	検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止		
	第48条第1項	食品衛生管理者の設置義務		
	第50条第2項	有毒物質の混入防止等の措置基準の遵守義務		
	第51条第2項	営業施設の衛生管理等の遵守義務		
	第52条第2項	器具又は容器包装の製造施設の衛生管理等の遵守義務		
	第53条第1項	規格に適合した原材料が使用された器具又は容器包装を販売する際の説明義務		
第55条第2項第1号又は第3号	営業許可申請者が法及び法に基づく処分に違反し、刑に処されたとき			
第55条第3項	営業許可条件に違反			

注) 営業停止3日については、過去の事例から(1)原因の究明及び除去、(2)施設の改善、(3)その他衛生上の必要な措置に要する期間とした。営業の禁止は、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することが出来ない場合、又は営業許可を取消すまでに至らないが違反行為が重大な場合に営業の全部又は一部について行うものとする。

行政処分の取扱基準(法第61条関係)

行政処分事項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容	
第61条	営業施設基準に適合しないとき	<p>次のいずれかに該当する場合は、「改善命令又は営業停止3日若しくは営業の全部又は一部の禁止を行うものとする。</p> <p>1 法第54条の規定による基準に違反し、行政指導による改善が困難なとき 2 同種の違反を繰り返したとき</p>	<p>営業者が改善命令、営業停止又は営業の全部若しくは一部禁止に違反した場合は、「営業許可の取消し」を行うものとする。</p>

行政処分の取扱基準(法第68条関係)

行政処分条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容
第68条第1項	おもちゃについての準用	第59条から第61条の該当違反条項に準ずる
第68条第3項	学校、病院その他の施設について準用	第59条から第61条の該当違反条項に準ずる

行政処分の取扱基準(ふぐ条例第10条関係)

行政処分条項	違反条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容	
第10条第1項		偽りその他不正の手段により免許を取得	/	「免許の取り消し」  ただし、食中毒その他衛生上重大な事故を発生させた場合であって、酌量の余地がある場合には、免許の効力の停止を行うことができる。
第10条第2項第1号	第3条第2項第2号	他自治体の免許に非該当		
第10条第2項第2号	第5条第2号に該当	ふぐ条例又はふぐ条例に基づく処分に違反し刑に処せられた場合		
	第5条第3号に該当	麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者		
第10条第2項第4号	その他食中毒等	その責めに帰すべき事由により、処理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生		
第10条第2項第3号	第8条	ふぐ処理師の遵守事項違反	次のいずれかに該当する場合は、「30日以内の効力停止」を行うものとする。 1 同種の違反を繰り返したとき 2 人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められない場合であって、行政指導による改善が困難なとき	悪質性が認められる場合は、「免許の取り消し」を行うものとする。

注) 1施設に複数のふぐ処理師がいる場合には、当該行為を行った者を処分の対象とする。

行政処分の取扱基準(ふぐ条例第22条関係)

行政処分条項	違反条項	違反内容又は条文内容	違反状況及び処分内容	
第22条第1項		偽りその他不正の手段により認証を取得	/	「認証の取消し」
第22条第2項	第17条第2号又は第3号	欠格事項に該当		
	第16条各号	認証の基準違反	次のいずれかに該当する場合は、「営業停止3日」を行うものとする。 1 ふぐ毒による人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められるとき 2 同種の違反を繰り返したとき 3 人体への危害発生又は危害発生のおそれが認められない場合であって、行政指導による改善が困難なとき	違反行為が悪質で営業を継続させることが食品衛生上危険である場合は、「認証の取消し」を行うものとする。
	第21条	ふぐ処理業者の遵守事項違反		

注) 営業停止3日については、食品衛生法に基づく処分と同等とし(1)原因の究明及び除去、(2)施設の改善、(3)その他衛生上の必要な措置に要する期間とした。